

予 算 要 求 資 料

令和5年度5月補正予算

支出科目 款：農林水産費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名【新】木材産業等燃油高騰対策支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111(内4362・4365)

加工流通係 E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 7,000 千円 (現計予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	7,000	0	0	0	0	0	0	0	7,000
決定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

木材価格は、外材価格の下落や木材需要の減少などにより全体的に下落している。また、きのこの卸売価格についても下落傾向にある。木材加工業者及びきのこ生産者は、燃料価格の上昇分を経営努力では吸収できなくなっており、事業者の経営に影響を及ぼしている。

木質バイオマス燃料についても、FIT制度により木質バイオマス発電事業者と協定を結んで事前に決められた量・価格で取引されており、木質バイオマス燃料加工業者が価格を決めることは難しい。そのため、燃料価格の上昇分を事業者の努力のみでは限界があり吸収できなくなっており、経営に影響を及ぼしている。

木材加工業者やきのこ生産者、木質バイオマス燃料加工業者の事業継続性を確保するため、各事業者の負担軽減を図る必要がある。

(2) 事業内容

1) 木材乾燥及びきのこ生産のために燃油(A重油・灯油)を購入する経費の価格高騰相当分の1/2を助成する。

○補助対象者

- ア. 県内の燃油を使用して木材乾燥を行う木材加工業者
- イ. 県内の燃油を使用してきのこの加温・殺菌等を行うきのこ生産者
(施設園芸セーフティーネット構築事業加入事業者を除く)

○補助額

- ア・イともにA重油・灯油の使用量に応じて助成する。
補助単価：令和4年12月から令和5年2月までの3か月平均単価から

令和3年度平均単価を差し引いた高騰分。

2) 木質バイオマス燃料を運搬する経費の価格高騰分を助成する。

○補助対象者

県内の木質バイオマス燃料加工業者

○補助額

木質バイオマス燃料の運搬経費（軽油の使用量に換算）。

補助単価：上記と同じ

(3) 県負担・補助率の考え方

1) 補助率 1 / 2以内

2) 補助率 10 / 10

10 / 10の理由：FIT法により売電単価が固定化されており、事業者の裁量で高騰分を売電価格へ反映できないことから、10 / 10とする。

(4) 類似事業の有無

土地改良区施設管理費高騰対策補助金

土地改良区の管理する農業水利施設等の電気料金などに対する補助

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	7,000	
合計	7,000	

決定額の考え方

燃油は、国の燃料油価格激変緩和事業により価格上昇が抑えられていることから計上を見送ります。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

木材生産量の拡大は、第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～R8）における「DXの推進による林業・木材産業改革」に位置づけられている。

きのこの生産量は、「岐阜県特産林産の振興方針（キノコ類）（R2～R6年度）」における「新たな販路を拡大するための施策」に位置付けている。

木質バイオマス利用料（燃料用途）は、第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～R8）における「都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大」に位置づけられている。

(2) 国・他県の状況

愛知県：林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金

(3) 事業主体及びその妥当性

県：県内全域に所在する事業者への補助であることから県主体が妥当

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	木材産業等燃油高騰対策支援事業費補助金
補助事業者（団体）	ア．燃油を使用して木材乾燥を行う県内の木材加工業者 イ．燃油を使用してきのこの加温・殺菌などを行う県内のきのこ生産者 ウ．県内の木質バイオマス燃料加工業者 （理由） 物価高騰の影響を受けている県内の木材加工業者及びきのこ生産者、木質バイオマス燃料を製造する加工業者を支援し、経費負担の軽減を図ることにより事業継続性を確保するとともに、県産材等の需要の維持・拡大を図る。
補助事業の概要	（目的） 物価高騰の影響を受けている県内の木材加工業者及びきのこ生産者、木質バイオマス燃料を製造する加工業者を支援することにより、事業継続性を確保するとともに、県産材等の需要の維持・拡大を図る。 （内容） 物価高騰にかかる燃油（A重油・軽油・灯油）の価格高騰分にかかる相当額を補助する。
補助率・補助単価等	定率 （内容） 1／2以内、10／10 （内容） 物価高騰にかかる燃油（A重油・軽油・灯油）の価格高騰分にかかる相当額を補助する。
補助効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内木材加工業者及びきのこ生産者の事業継続性の確保 ・ 県産材の需要量ときのこ生産量の拡大 ・ 木質バイオマス（燃料用途）の利用量の拡大
終期の設定	終期：令和5年度 （理由） 価格高騰に伴う緊急対策であるため。

(事業目標)

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>木材加工業者及びきのこ生産者、木質バイオマス燃料加工業者の事業継続性の確保による経営安定化</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R2)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①県内における 県産材需要量	425千m ³	439千m ³	481千m ³	493千m ³	606千m ³	91%
②木質バイオマス利用 量（燃料用途）	128千m ³	127千m ³	147千m ³	154千m ³	208千m ³	90%
指標名	事業開始前 (R1)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R6)	達成率
③キノコ生産量	4,408t	4,207t	4,558t	4,608t	4,658t	90%

補助金交付実績 (単位：千円)	R2年度	R3年度	R4年度
	-	-	-

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	事業実施なし
令和3年度	事業実施なし
令和5年度	令和6年度当初予算にて追加
令和5年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>価格高騰の影響を受けている木材加工業者及びきのこ生産者、木質バイオマス燃料加工業者の経営安定化を図る取組みが必要</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価)	
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 物価高騰の状況が長期化するようであれば、支援継続等検討する必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 物価高騰の状況が長期化するようであれば、事業内容の改善等の見直しを行い、事業者支援を実施する。</p>
